

# 契約書（案）

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という）と●（以下「乙」という）は、2026・2027・2028年度の試験問題の印刷について次のとおり契約を締結する。

## （契約内容）

第1条 甲は、甲が主催する講習会において使用する試験問題の印刷を乙に委託することとし、乙は、別紙仕様書に基づき、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行することとし、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

## （代金支払）

第2条 本件業務の対価は仕様書別紙4のとおりとする。

2 乙は、仕様書別紙4に基づき、納入部数に応じた代金を月締めで請求し、甲は請求日の翌月末までにこれを支払うものとする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変更したときは、改正以降における税率により支払うものとする。

## （契約の有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から契約終了の意思表示がない限り、同一条件にて更に1年間本契約を延長するものとし、最長で令和11年3月31日までとする。

## （原稿の受渡し）

第4条 毎週金曜日に甲より乙に受渡しする。ただし、作業期間内に休日がある場合等特別の場合は、甲が別に定める日に受渡しするものとする。

## （原稿及び版等の管理）

第5条 甲は、試験問題の印刷の注文に際し、原稿を乙に貸与する。

2 乙は、甲から貸与されたすべての原稿及び版を他に漏洩することのないようにセキュリティが確保できる場所において厳重に管理するものとする。

3 乙は、試験問題を印刷するに当たり、他に漏洩することのないように原稿及び版、並びに印刷物を厳重に管理するものとする。

4 乙は、甲から貸与された原稿に疑義を生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

5 乙は、甲から貸与された原稿を損傷したときは速やかに甲に返戻するとともに再交付を受けるものとする。

6 乙は、甲から貸与された原稿を甲の許可なく複製、廃棄、残置してはならない。

## （納入）

第6条 乙は、甲の注文書に基づき印刷した試験問題を甲の指示する日時までに講習会開催期日・部数ごとに甲に納入するものとする。

### 2 納入期日及び納入場所

納入期日：原則として原稿受渡し日の翌週の水曜日の正午まで

納入場所：東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部

- 3 乙は甲の指示に基づき、印刷した試験問題及び不良な印刷物が発生した場合には不良な印刷物を甲に直接納入するものとする。
- 4 乙は、前項の納入を行う際には、試験問題の内容が見えないように梱包するものとする。
- 5 乙は、印刷した試験問題の納入に際し、甲から貸与された原稿を返却するものとする。原稿を電子情報で貸与された場合は電子情報を廃棄し、廃棄証明書を提出するものとする。

(検査等)

第7条 乙は、成果品の納入に当たり、甲の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に合格しなかった場合は、乙は甲の指定する期日までに修正し再度納入するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 乙は、本契約の履行に際して知り得た試験問題の内容等に関する秘密情報を他に漏洩してはならない。

- 2 乙は、甲より貸与されたすべての原稿を試験の納入時に甲へ返戻もしくは廃棄し、試験問題の内容の分かるものは一切手元に残してはならないものとする。
- 3 乙は、秘密保持義務の遂行のため担当者に対して情報の保持について十分に教育をするものとする。
- 4 乙は、従業員等による秘密情報の紛失、第三者への漏洩、不正な使用もしくは開示等又はその他本契約に違反する事実を知った場合は、直ちにその旨を甲へ通知するとともに、その拡大を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、本契約の有効期間終了後も秘密保持の義務を負うものとする。

(危険負担)

第9条 原稿及び成果品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、当該成果品に品質不良、変質、落丁その他の契約の内容に適合しないことがあるときは、成果品の納入後であっても、無償により成果品の引換え、もしくは手直しを行うものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第11条 甲又は乙が次の号の一に該当した場合は、相手方は何らの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- 1) 暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
  - 2) 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
  - 3) 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不當に名譽・信用を毀損する行為を行ったとき。
  - 4) 本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき
- 2 甲又は乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

3 甲又は乙が、前2項のいずれかの規定により本契約を解除した場合は、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

(契約内容の変更等)

第12条 本契約書締結後、やむを得ない事情により本件業務の内容に変更の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、これを変更するものとする。この場合において、契約金額に変更が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約解除)

第13条 甲及び乙は、本契約の有効期間中に本契約を解約する場合は、3か月前までに書面により相手方に申し出なければならない。

- 2 甲は、次に掲げる事由が生じた場合は、いつでも本契約を解除することができる。
- 1) 乙の責任に帰すべき事由により納入期日までに注文部数を納入することができない場合。
  - 2) 乙の契約違反によって契約の目的を達成することができない場合。

(協議)

第14条 本契約の定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年 月 日

東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階  
(甲) 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理 事 長 関 荘 一 郎 

(乙)

●●●  
●●  
●● ●●

